最終更新日：2018年11月13日

日本和装ホールディングス株式会社
代表取締役社長　道面　義雄
問合せ先：03-3216-0070
証券コード：2499
http://www.wasou.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、事業の基本は社会のお役に立つものでなければならない、人のためにならなければならない、また、そうすることがひいては株主や全ての利害関係者の利益につながるとの信念を持っております。コーポレート・ガバナンスについては、そうした考え方と姿勢を基本にすることが必要であると考えており、意思決定の迅速化、コンプライアンス体制の充実及び経営責任の明確化を重点項目として、確立に取組んでおります。
当社は、コーポレート・ガバナンスの確立が、企業価値増大のための重要課題であると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則１－２－４】（株主総会における権利行使）
当社の現在の株主構成においては、海外投資家の比率は極めて低いと考えており、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳を行っておりません。今後、株主の分布状況等を勘案し検討して参ります。

【原則３－１】（情報開示の充実）
（５）
社外取締役及び社外監査役の選任の理由につきましては、本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「１．機関構成・組織運営等に係る事項」に記載しておりますので、ご参照ください。その他の取締役の選任についても今後公表することを検討して参ります。

【補充原則３－１－２】（情報開示の充実）
当社の現在の株主構成においては、海外投資家の比率は極めて低いと考えており、英語での情報開示等は行っておりません。今後、株主の分布状況等を勘案し検討して参ります。

【補充原則４－１１－３】（取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件）
現時点では、取締役会全体の実効性の分析、評価は実施しておりません。今後、取締役会の実効性の分析や評価方法の検討、あわせて評価結果の概要の開示についても検討して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則１－４】（いわゆる政策保有株式）
当社は現在、政策保有目的で株式を保有しておりません。
保有するに際しては、当該企業との業務提携の更なる強化や、安定的な取引関係の維持・強化を図ることにより、当社の企業価値の向上に資すると認められる場合に、政策保有目的で株式を保有することを基本方針としております。

【原則１－７】（関連当事者間の取引）
関連当事者間の取引が生じる可能性がある場合には、取引開始前に取締役会にて、当該関連当事者と利害関係を有しない取締役が、取引条件が一般の取引と同様であること及び当該取引を行うことにより、会社や株主共同の利益を害することがないことを前提として、当該取引を行うことの妥当性について審議し、取引の可否を慎重に判断することとしております。
また、取締役会の判断に対して、社外監査役全員が独立的な立場から審査することとしております。

【原則３－１】（情報開示の充実）
（１）
当社は「人の喜ぶところに栄えあり」の精神を企業理念として掲げております。消費者良し、生産者良し、御取引先様良し、株主様良し、社員良しの「五方良し」で、五者が喜びを共有できる企業となることを、当社の実質的な目標としております。
詳細は当社ホームページの以下URLに記載しておりますので、ご参照ください。
http://www.wasou.com/profile/info/policy.html
（２）
本報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「１．基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。
（３）
取締役の報酬につきましては、経営内容及び年間総合予算とのバランスを考慮しており、株主総会で承認いただいた報酬限度額の範囲内において役員規程に基づき取締役会で決定しております。
(４)
取締役、監査役候補の指名を行うに当たっては、各候補者の実績、見識、経験等を総合的に判断し、取締役会にて審議、決議の上、株主総会に議案として提出しております。

【補充原則４－１－１　取締役会の役割・責務(1)】
当社は法令に準拠して取締役会で決議する事項を取締役会規程に定めております。また、取締役会で決議する以外の事項については、職務権限規程等に基づき、取締役等に業務執行を委任する範囲を明確化しております。

【原則４－９】（独立社外取締役の独立性判断基準及び資質）
独立社外取締役の候補者の選定に当たっては、東京証券取引所が規定する独立性基準に準拠しております。

【補充原則４－１１－１】（取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件）
当社の取締役会は取締役８名以内、うち社外取締役２名で構成しております。取締役の選任にあたっては、原則３－１（４）で述べた方針に基づき、営業部門、管理部門それぞれの経験を有する人材を選任しております。また、社外取締役については、原則４－９で述べた独立性の要件を満たすとともに、多種多様な専門的知見や経験を有する人材を選任しております。

【補充原則４－１１－２】（取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件）
役員の主要な兼任状況について、株主総会招集通知（事業報告）、有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書等で毎年開示しております。

【補充原則４－１４－２】（取締役・監査役のトレーニング）
当社では、取締役、監査役が必要な知識習得の機会として、適宜、研修等に参加できるようにしております。

【原則５－１】（株主との建設的な対話に関する方針）
株主との対話につきましては、代表取締役社長をトップとして、関連部門が連携し建設的な対話が実現するように努めております。株主・投資家等からのミーティングや電話等によるIR取材を積極的に受付けており、少なくとも年２回はアナリスト・機関投資家向けに決算説明会をしております。また、当社ホームページにてIR情報を公開するとともに、問い合わせ等は随時受付ける体制を構築しております。対話において把握した株主の意見等は、随時、取締役会に報告しております。また、株主、投資家との対話に際しては、社内規則に則り、インサイダー情報管理を適切に行っております。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
吉田　重久	5,285,300	58.71
株式会社SBI証券	328,800	3.65
日本和装加盟店持株会	241,100	2.67
日本和装ホールディングス社員持株会	203,000	2.25
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	150,000	1.66
Deutsche Bank AG London 610	65,700	0.72
一ノ瀬　久	44,800	0.49
日本和装講師持株会	39,300	0.43
奥津　利彦	36,500	0.40
となみ織物株式会社	36,000	0.39

支配株主（親会社を除く）の有無	吉田重久
親会社の有無	なし

補足説明

（注）フィデリティ投信株式会社から平成26年11月21日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成26年11月14日現在で400,000株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、フィデリティ投信株式会社の大量保有報告書の変更報告書の写しの内容は以下のとおりであります。
大量保有者
エフエムアール エルエルシー
住所
米国 221 マサチューセッツ州ボストン、サマー・ストリート245
保有株券等の数
株式 400,000株
株券等保有割合
4.44%

３．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	12 月
業種	サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社は、支配株主との取引が発生する場合には、取引開始前に取締役会において、支配株主との利害関係を有しない取締役が、取引条件が一般の取引と同様であること及び当該取引を行うことにより支配株主以外の少数株主の利益が害されることがないことを前提として、当該取引を行うことの妥当性について審議し、取引の可否を慎重に判断することにしております。関連当事者取引については、取引の際に取締役会において十分に審議したうえでの承認を必要といたします。また、取締役会の判断に対しては、社外監査役全員が独立的な立場から審査することとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小浜　直人	他の会社の出身者											
安田　憲生	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小浜　直人	○	―――	社外取締役に選任する理由は、投資会社における投資先の経営管理で培われた、豊富な経験と高い見識、あわせて、着物関連企業の経営者としての経験を、当社の経営全般の意思決定に有効的にいかしていただくためです。 また、独立役員に指定する理由は、東京証券取引所が規定する独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したためです。

安田　憲生	○	―――	社外取締役に選任する理由は、公認会計士としての専門的知見や、企業評価・M＆Aコンサルティング等の実務経験に基づく実践的な視点を、当社の経営全般の意思決定に有効的にいかしていただくためです。 また、独立役員に指定する理由は、東京証券取引所が規定する独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したためです。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	6 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の会計監査人は、有限責任監査法人トーマツであります。会計監査人との連携については、監査計画時並びに四半期及び期末の監査法人による監査後、監査報告会を開催し、監査の内容確認を行っております。また、期中監査においても必要に応じて意見の交換を行っております。
内部監査部門との連携については、内部統制の整備及び運用状況について、内部監査室長と必要に応じて意見の交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小田孝志	他の会社の出身者													
二反田友次	公認会計士													
三好　豊	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

小田孝志		―――	社外監査役に選任した理由は、長年にわたる事業会社での経験と、常勤監査役の経験に基づいて、取締役の職務の執行を監査していただくことを期待したためです。
二反田友次		―――	社外監査役に選任した理由は、過去に当社の税務顧問として関与し、当社の会計及び税務に精通している同氏が適任であると判断したためであります。
三好　豊		―――	社外監査役に選任した理由は、企業法務を専門とする弁護士としての経験及び法律知識に基づいて、当社の業務執行の適正性確保に係る監査を強化する役割を期待したためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的にストックオプションとして新株予約権が付与されております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的にストックオプションとして新株予約権が付与されております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び社外取締役の別に、各々の総額を開示しております。
平成29年12月期における取締役6名に対する報酬の総額は69百万円であります。そのうち、社外取締役2名に対する報酬の額は4百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会においては、管理本部から、取締役会の開催案内又は資料の配布等を行っております。また、監査役会においては、常勤監査役から監査役会の案内及び資料の配布等を行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、企業統治機関として、次の2機関を設置しております。

a．取締役会

経営の意思決定及び監督につきましては、取締役会において行っております。取締役会は、より綿密な意思疎通を図り、迅速かつ的確に意思決定を行うことができるよう社外取締役2名を含め取締役6名で構成されております。取締役会は、原則として毎月1回開催されており、必要に応じ臨時取締役会を開催しております。取締役会では、付議事項の審議及び重要な報告がなされております。これら取締役会において各取締役が業務執行の状況を監視しております。
取締役につきましては、業務執行の妥当性（効率性）並びに違法性の検証を行うとともに、取締役会の一員として責任をもって相互に牽制を行うよう申し合わせております。

b．監査役会
監査役監査につきましては、当社は監査役会制度を採用しております。監査役は、取締役会の他、重要な会議に出席し取締役の職務執行を充分に監視できる体制になっております。監査役3名のうち1名は常勤監査役であり、業務執行の状況や会社のコンプライアンスの問題を日常業務レベルで監視する体制が出来上がっております。
また、内部統制部門による内部統制の整備運用状況については内部監査室との連携を深めております。さらに、監査法人との連携により内部統制の整備運用状況のみならず、会計監査についても意見の交換を行っております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの重点項目として、意思決定の迅速化、コンプライアンス体制の充実及び経営責任の明確化を掲げ、その確立に取り組んでおりますが、このためには業務執行機能と監督機能を充実させることが必要であると考えております。
このために取締役会に期待される意思決定及び監督機能を強化し、業務執行責任を明確化するために、意思決定の機能を取締役会に残し、業務執行については業務執行取締役を選定しております。
また、当社は会社法上の大会社ではありませんが、監査役の監査機能を強化するために監査役会を設置しております。なお、監査役全員が社外監査役であり、社外監査役としての監査を実施することにより当該機能を強化しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	直近の定時株主総会においては、法定の期限より1日早く発送し、発送日より1週間早く、TDnet及び当社ホームページにて電子的に公表いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	パソコン、スマートフォン及び携帯電話から、当社が指定する証券代行機関の議決権行使サイトにて、議決権の行使ができるようにしております。
その他	当社ホームページに招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	希望する個人投資家は、アナリスト・機関投資家向け決算説明会への参加を可能としております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期末及び決算期末において決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ（http://www.wasou.com/profile/）にて、決算情報、適時開示情報、有価証券報告書、四半期報告書、決算説明会資料、会社説明会資料、株主通信等を掲載し、ダウンロードしていただけるようにしております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部管理部をIRに関する部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

a．当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループでは、コンプライアンスの問題について、法令及び規程等の遵守についての考え方を「コンプライアンス規程」に定めるほか、関係規程等に反映させることとし、その運用に全社を挙げて取り組んでおります。

コンプライアンスに関する意識の向上と実践を求めることを目的に、クレーム対応部署が中心となり、各種テーマを設けて定期的に研修を開催し周知徹底を図っております。

コンプライアンスに関する問題への対応強化を目的とし、全般的な責任者として取締役の管理担当本部責任者を、営業関連の部分的な責任者として取締役の営業担当本部責任者を任命し、内部監査室とともに、当社グループのコンプライアンスの問題を日常業務レベルで監視する体制となっております。

内部監査は子会社も含めた全部署を対象に業務監査を計画的に実施しております。

その他、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する規程等について、整備状況・運用状況などを定期的に見直ししております。

「内部通報制度規程」に基づき、取締役や使用人の不正を発見した場合など、法令遵守に係る違反事実等を、通常の伝達ラインとは別に設けております。

顧問弁護士、顧問税理士、顧問社会保険労務士、監査法人及びコンサルタント等の助言を参考に、コンプライアンス体制の適正な確立及び運用に取り組んでおります。

b．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存しております。また、取締役及び監査役はそれらの文書を随時閲覧できる体制となっております。

c．当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループを取り巻く様々な各種リスクの軽減及び回避のためリスク管理に必要な体制を整備し、諸問題発生時においては、情報の把握、集約及び共有化を図る観点から社内情報共有サイトのトップページに関連情報を掲載するとともに、担当取締役の指示のもと、問題解決に向けての行動が即時にとられる体制となっております。また、当該リスクの顕在化によって経営に与える影響が小さくないと判断された場合は、速やかに取締役会において必要な対策を検討する体制となっております。

d．当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営の意思決定及び監督については取締役会が行い、また取締役会では、社外取締役や社外監査役を含め自由闊達な議論を重ねております。また当社グループでは、各部門の担当職務内容及び職務権限を明確にし、当社グループの取締役の業務執行の効率性を確保するよう努めております。

なお、取締役会は、原則として毎月1回開催されており、必要に応じ臨時取締役会を開催しております。

e．当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の取締役が子会社の取締役を兼務し、また、子会社の総務及び人事並びに経理及び財務の機能を当社の管理担当本部が担うことにより、当社の企業集団における業務の適正を確保することに努めております。

さらに取締役会で担当の取締役が当社子会社の業務の進捗状況の報告と重要事項の報告を行い、当社グループ全体の迅速な意思決定と業務遂行に努めております。また当社内部監査室が当社子会社へのモニタリング、監査を強化することにより当社グループ全体における適正な業務の運営を推進して参ります。

f．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が事前に協議することといたします。また、監査役が指定する補助すべき期間は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないことといたします。

g．当社及び当社子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社は、監査役3名のうち1名が常勤監査役として当社グループの動きを常時監視できる体制をとっており、当社及び当社子会社の取締役及び使用人から必要に応じて随時報告を受ける体制となっております。

当社は、監査役への報告を行った当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対しての不利益な取扱いを禁じております。

h．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と取締役社長は、必要に応じて面談し、経営方針その他必要事項について相互理解を深めております。また、取締役及び使用人は、監査役が必要に応じて弁護士、公認会計士等から監査業務に必要な助言を受ける機会を妨げてはならないこととなっております。

i．財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告に係る内部統制の信頼性の評価及び外部報告を、金融商品取引法をはじめ関係法令の定めるところに従って実施することとしております。また当社グループは、財務報告に係る内部統制の有効性の評価に当たって、一般に公正妥当と認められる評価の基準に準拠した手続きを定め、これに従うこととしております。

当社グループは、財務報告に係る内部統制の有効性を確保するため、定期的に全社を対象とした内部監査を実施し、重要な不備の発見並びに是正を行い、継続的に改善に努めることとしております。

経営者に求められている有効な内部統制の整備及び運用並びに財務報告に係る内部統制の評価及び外部報告を補佐する組織を設けて万全の対応をとることとしております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、取締役社長を中心に、コンプライアンス体制の充実と強化を図るべく、役職員の行動規範を整備し、一般社団法人日本経済団体連合会が定めた「企業行動憲章」の精神に則り、「反社会的勢力対策規程」を定め、反社会的勢力との絶縁に努めております。

暴力団等の反社会的勢力への対応責任者として取締役の管理担当本部責任者を任命し、管理担当本部内に責任者等を置いて、公安委員会等が実施する講習会を受講するなど、問題を処理できる人材の育成に努めております。

各契約企業、加工業者及び小物メーカーの新規の取引開始、業務委託契約時など外部の者との継続的な取引を開始するに当たっては、専用の調査システムを用い、必要に応じて民間の調査機関に委託して反社会的勢力との繋がりがないかを調査しております。

暴力団又は暴力団員と思しき者からアプローチがあった場合は、ただちに対応責任者に報告されるシステムを構築しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

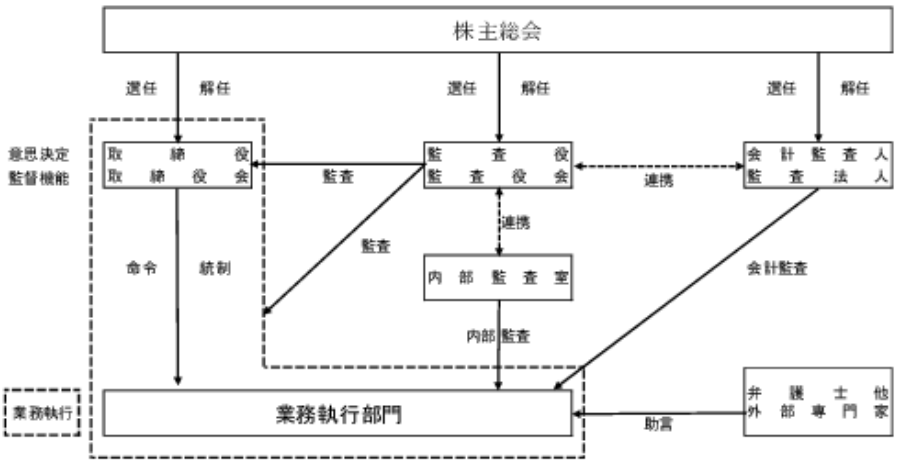
該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

参考資料：コーポレートガバナンス体制の模式図



参考資料：適時開示体制の模式図

